

使用料等の特例的措置の延長について（報告）

江東区使用料検討委員会

令和3年1月



スポーツと人情が熱いまち
江東区

【目 次】

1. 使用料等改定の経緯	P. 1
2. 特例的措置の実施について	P. 1
3. 令和3年4月以降の特例的措置の取扱いについて	P. 1
4. 検討結果	P. 3
5. 区民等への周知について	P. 3
6. 資料編	P. 5

1. 使用料等改定の経緯

本区では、公共施設の効率的な管理運営を行うとともに、受益者負担の原則に基づき、使用料等の定期的な検証を実施し、必要に応じて改定を行ってきた。

平成24年度以降、使用料等の見直しは、原則として4年ごとに行うこととしており、改定年次にあたる令和2年度に向け、令和元年度中に使用料等の決算分析を実施し、検討を行った。

その結果、今回の見直し検討においては、令和2年10月から、対象施設について、原則として一律20%の料金引き上げを行うこととした。

(報告資料 「使用料等の見直しについて(令和元年11月)」)

2. 特例的措置の実施について

令和2年第一回区議会定例会での条例改正案可決後の新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」)の感染拡大は、本区の各種施設の運営においても大きな影響をもたらした。本区では、利用者の安全性を鑑み、令和2年2月20日以降、新型コロナを理由とする施設利用のキャンセルについては、キャンセル料を徴収せず、使用料等を全額返還する等の対応を図ってきたところである。

緊急事態宣言解除後、休館中であった各施設は段階的に再開したところであるが、その利用については、定員数や利用時間帯等に一定の制限を設ける形で運営を余儀なくされた。

施設の使用料等については、本来的には「場の提供」に対する対価であることから、定員の制限が即ち使用料等の減額理由になるとは言い難いものの、一方で、本区のみならず世界的に未曾有の緊急事態の中で、本区施設を使用して活動をしている各種文化団体やスポーツ団体、また、個人利用者に対し、本区独自の支援策ができないかの検討を行い、区独自の施設利用者への支援策として、使用料等改定後、年度内利用にあたっては、貸切・個人利用を問わず、改定前の料金への据置き対応を特例的な措置として実施することとした。なお、特例的措置の期間は新料金が適用となる令和2年10月1日から、令和3年3月31日までの利用分(6か月間)としたところである。

(報告資料 「使用料等の特例的措置について(令和2年8月)」)

3. 令和3年4月以降の特例的措置の取扱いについて

新型コロナにより、各施設においては定員数や利用時間帯等に一定の利用制限を設けている状況が続いており、令和2年12月以降、新型コロナの感染者数が更なる増加を見せている状況から、令和3年4月以降、状況の大きな改善は見通せない。

そこで、令和3年度の予算編成と併せ、4月以降の特例的措置の取扱いについて再度検討を行うこととした。

検討にあたっては、使用料検討委員会幹事会の中より、使用料等の対象施設

所管幹事を構成員とした検討部会を組織したところである。

【開催実績】

令和2年12月23日 令和2年度第5回使用料検討委員会幹事会

- ・使用料等の特例的措置について

令和2年12月28日 令和2年度第6回使用料検討委員会幹事会

- ・使用料等の特例的措置延長について（報告書案）

令和2年12月28日 令和2年度第7回使用料検討委員会幹事会（全体会）

- ・使用料等の特例的措置延長について（報告書案）

令和3年1月4日 令和2年度第3回使用料検討委員会

- ・使用料等の特例的措置延長について（報告書案）

4. 検討結果

- **区独自の施設利用者への支援策として実施する使用料等の特例的措置について、令和3年9月末まで期間を延長する。**

(1) 特例的措置の延長について

①新型コロナが今後収束したとしても、施設においては引き続き利用制限等が生じる可能性があること、また、②今回の特例的措置はコロナ禍における文化・スポーツ等の活動支援として実施していることから、引き続き収束の状況にないことなどを総合的に勘案し、令和3年3月31日までを期限とする特例的措置を令和3年9月30日までに延長する(6か月間の延長)こととした。

これは、令和3年4月以降の状況が不透明であることや、コロナワクチン接種が開始される見込みであること、また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを踏まえ、6か月間と設定したものである。

なお、減額の手法等については、令和2年10月より実施している特例的措置に準ずるものとする。

(2) 令和3年10月1日以降の取扱いについて

令和3年10月1日以降の取扱いについては、4月以降の状況を注視し、改めて判断することとする。

(3) 令和3年度当初予算への影響について

特例的措置延長により影響が生じる、区で徴収する使用料及び各施設への指定管理料については、現在編成を行っている令和3年度江東区一般会計予算において反映を行う。

なお、特例的措置延長に係る影響額については、資料編P5のとおりである。

5. 区民等への周知について

本取扱いについては、令和3年2月の令和3年度当初予算案とともに公表し、区報・区ホームページ等で周知を図り、併せて、令和3年第一回区議会定例会にて報告を行う。

還付手続き等は2月以降、各施設において利用者へ周知し、順次対応を図っていく。

6. 資 料 編

特例的措置延長による影響額(令和3年度当初予算)

【歳入】

(単位：千円)

No.	款	項目	影響額
1	使用料及び手数料	老人福祉センター使用料	△ 72
2	使用料及び手数料	福祉会館使用料	△ 22
3	使用料及び手数料	青少年交流プラザ使用料	△ 167
4	使用料及び手数料	児童館使用料	△ 66
5	使用料及び手数料	区民館使用料	△ 968
6	使用料及び手数料	男女共同参画推進センター使用料	△ 383
7	使用料及び手数料	教育センター使用料	△ 198
8	使用料及び手数料	豊洲西小学校地域開放施設使用料	△ 949
合 計			△ 2,825

【歳出】

(単位：千円)

No.	款	中事業名	影響額
1	総務費	スポーツ施設管理運営事業（屋内施設部分）	27,994
2	総務費	スポーツ施設管理運営事業（屋外施設部分）	12,830
3	総務費	地域文化施設管理運営事業	22,461
4	総務費	江東公会堂管理運営事業	6,859
5	民生費	福祉会館管理運営事業（公設民営）	21
6	民生費	児童・高齢者総合施設管理運営事業	145
7	民生費	児童館管理運営事業（公設民営）	32
8	産業経済費	歴史文化施設管理運営事業	188
9	産業経済費	産業会館管理運営事業	500
還付等による歳出増			18,659
合 計			89,689

財政影響額

△ 92,514